

市内相談支援事業所 営業日\*月曜～金曜(土日祝日、年末年始を除く) 対応時間\*9:00～17:00

<p>く～たも相談室</p> <p>〒997-0029 鶴岡市日吉町 10-44</p> <p>TEL 0235-28-1877 FAX 0235-26-7738</p> <p>【対象エリア】 鶴岡市、酒田市、三川町 庄内町、遊佐町</p> 	<p>障がい者相談支援センター ぱすてる</p> <p>〒997-0046 鶴岡市みどり町 22-43-2</p> <p>TEL 0235-25-0080 FAX 0235-33-8023</p> <p>【対象エリア】 鶴岡市、酒田市、三川町 庄内町、遊佐町</p> 	<p>相談支援室 ひとやなぎ 一柳</p> <p>〒997-0056 鶴岡市中野京田字老柳 4-1</p> <p>TEL 0235-35-0701 FAX 0235-35-0701</p> <p>【対象エリア】 鶴岡市、酒田市、三川町 庄内町</p> 
<p>障がい者地域生活支援センター はばたき 翔</p> <p>〒997-0857 鶴岡市美咲町 26-1</p> <p>TEL 0235-29-7088 FAX 0235-29-7073</p> <p>【対象エリア】 鶴岡市(相談内容によっては酒田市や三川町、 遊佐町、庄内町も可)</p> 	<p>相談支援センター あおば</p> <p>〒997-0021 鶴岡市宝町 18-50</p> <p>TEL 0235-29-1502 FAX 0235-33-9900</p> <p>【対象エリア】 鶴岡市内及び近隣市町村</p> 	<p>愛光園相談室</p> <p>〒997-0751 鶴岡市藤沢字軽井沢 68</p> <p>TEL 0235-35-3740 FAX 0235-35-3741</p> <p>【対象エリア】 鶴岡市内及び近隣市町村</p> 
<p>地域生活支援センター アスピア</p> <p>〒997-0011 鶴岡市宝町 3-19-20</p> <p>TEL 0235-35-0770 (代表 0235-22-9001) FAX 0235-35-0877 (代表 0235-64-0333)</p> <p>【対象エリア】 鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町</p> 	<p>相談支援事業所 だん</p> <p>〒997-0029 鶴岡市日吉町 6-4 サンコーポ1階</p> <p>TEL 090-3870-8147 FAX 0235-77-5764</p> <p>【対象エリア】 鶴岡市</p> 	<p>相談支援事業所 のぞみの家</p> <p>〒997-0038 鶴岡市北茅原町 5-54</p> <p>TEL 0235-25-8335 FAX 0235-25-8336</p> <p>【対象エリア】 鶴岡市、三川町</p> 
<p>サポートセンターかがやき</p> <p>〒997-0023 鶴岡市鳥居町 28-15</p> <p>TEL 0234-24-0711</p> <p>【対象エリア】 鶴岡市、酒田市、三川町 庄内町、遊佐町</p> 	<p>鶴岡市障害者相談支援センター 「にこころ」</p> <p>〒997-0033 鶴岡市泉町 5-30 (市総合保健福祉センターにこふる 2階)</p> <p>TEL 0235-25-2794 FAX 0235-25-2476</p> <p>【対象エリア】 鶴岡市</p> 	

※★のマークがついている事業所は、対象者が児童の方も担当しております。

市外相談支援事業所 \*市外に拠点を置く、鶴岡市在住の方も対象としている相談支援事業所

<p>愛陽会相談支援事業所</p> <p>〒997-1301 三川町大字横山字堤 38-7 ハイツ平島 B 棟内</p> <p>TEL 0235-66-4567 FAX 0235-66-2456</p> <p>【対象エリア】 鶴岡市、酒田市、三川町 庄内町、遊佐町</p> 	<p>相談支援事業所ここから</p> <p>〒999-6601 庄内町狩川字大釜 22 庄内町立川複合拠点施設 オフィス 4</p> <p>TEL 080-4518-7211 FAX 0234-31-8686</p> <p>【対象エリア】 鶴岡市、酒田市、三川町 庄内町、遊佐町</p> 	<p>相談支援センターにこ</p> <p>〒997-1311 三川町大字青山字外川原 234-1</p> <p>TEL 0235-77-1020</p> <p>【対象エリア】 鶴岡市、酒田市、三川町 庄内町</p> 
--	---	---

鶴岡市障害者地域自立支援協議会 相談支援部会 令和8年3月 作成

# すべては、笑顔のために。

生活を支える福祉サービスは、種類がたくさんあって複雑です。  
その複雑なサービスを上手に使うためのお手伝いをするのが、  
『相談支援事業所』です。



# 相談支援事業



どんな人が利用できるの？

## 利用対象の方

鶴岡市内及び近隣市町村にお住まいの方で障害種別、年齢を問わず、ご本人やそのご家族、関係機関の方、地域にお住まいの方などのご相談をお受けしております。

人も少なく、サポートしてもらいながら一緒に遊べる友だちがいるところはないかなあ。

放課後や長期の休み中に通う場所はあるの？

急に入院しなければいけなくなった。子どもを預かってもらえるところはないの？

保育園・幼稚園・学校と家での様子が違うみたいだけれど、どこか相談できるところはないかしら。

就学前に親子いっしょに通える場はないかな？

## 障害児相談支援

ご本人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援します。

- ・主に未就学の児童対象の児童発達支援の利用
- ・小、中学生、高校生対象の放課後等デイサービスの利用

子どもの発達が心配...

子育て情報を知りたいな。



市役所に行って、手続きのお手伝いをして欲しい。

手帳の申請を一緒にして欲しい。

いろいろな手続きが難しくてわからないよ。

自分や家族の場合にはどんなサービスを利用できるのだろう。

どんなサービスがあるのか知りたい。

## いろいろな相談

障害者の生活に関する様々な課題や将来の暮らしに関する事などについて、ご本人やご家族などからの相談を受ける事。

- ・家庭、地域の中での不安、悩み
- ・手当、手帳の申請について
- ・地域の福祉、教育、医療等の情報提供

お金の管理が出来なくて困っている。どうしたらいいの？

長く入院していたので、地域に出て生活するのが心配だから相談したい。

ひとり暮らしで何か困ったことがあった時、助けてもらうにはどうしたら良いの？

## 一般相談支援

施設や病院を出て暮らせるように支援します。(①地域移行支援 ②地域定着支援)

- ・①長期入院、長期入所等をしてきた方の、地域での生活へ移行するお手伝い。
- ・②地域で安心して生活出来るよう、連絡や相談を受け付けます。

生活に困っているけれど自分ではどうしたら良いかわからない。

地域で安心して生活したいので、困った時に連絡したい。相談に乗って欲しい。



障害福祉サービスを利用したいけれど、どうしたらいいの？

自分らしく暮らしたい。

通院時に付き添って。

事業所の見学に行きたい。

福祉サービスの紹介や利用のお手伝いをして欲しい。

自宅で入浴のお手伝いをしてもらいたい。

## 特定相談支援

福祉サービスの利用を支援します。サービス等利用計画の作成、関係機関との連絡調整を行います。

- ・住まいに関するサービスの利用(ヘルパー、短期入所、グループホーム等)
- ・日中の過ごし方に関するサービスの利用(就労継続支援、生活介護等)

就労のサポートをして。

自宅でヘルパーさんから掃除や食事、買い物を手伝ってもらいたい。

相談支援事業所は、みなさんが安心して生活を送るためのお手伝いをします。詳しくは、各相談支援事業所へご相談ください。